

新潟青陵大学短期大学部研究費内部監査部門規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人新潟青陵学園における研究活動上の不正行為及び研究費の不正使用の防止等に関する規程第5条に基づき、新潟青陵大学短期大学部（以下「本学」という。）における研究費内部監査部門（以下「内部監査部門」という。）に関する必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 内部監査部門は、最高管理責任者（学長）の直轄的な組織として位置付け、本学における研究費の使用状況について、公正かつ客観的な立場で検討及び評価を行い、全学的な視点から実効性のあるモニタリング及び監査体制の改善を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 内部監査部門は以下に掲げる業務（内部監査）を行う。

- (1) 研究費に関連する会計書類の定期的なチェック
- (2) 不正発生要因の分析に基づくリスクアプローチ監査
- (3) 監査手順を示したマニュアルの作成と隨時更新
- (4) 研究費の管理体制の不備の検証

(内部監査計画)

第4条 内部監査を実施するときは、内部監査計画を作成し、最高管理責任者（学長）に提出する。

2 内部監査計画には、監査方針、監査事項、監査の対象となる部署または研究者（以下「監査対象」という。）、監査実施日程、監査方法その他必要な事項を記載するものとする。

(構成員)

第5条 内部監査部門は、次に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) 法人事務局財務課長
- (2) 法人事務局財務課課員
- (3) その他、最高管理責任者（学長）が指名する者

(権限)

第6条 内部監査部門は監査の実施に当たり、監査対象に対して書類の閲覧・提出・関係者からの事情聴取その他監査の遂行に必要な行為を求めることができる。

(監査対象の義務)

第7条 監査対象は、監査が円滑に行われるよう内部監査部門に協力する義務を負い、内部監査部門の依頼に対して、正当な理由なくこれを拒否することはできない。

(構成員の遵守事項)

第8条 内部監査部門の構成員は、監査の実施に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 事実に基づき公正不偏の立場で監査を実施しなければならない。
- (2) 職務上知り得た事項について、正当な理由なく他に漏らしてはならない。

(監査結果の報告)

第9条 監査を終了したときは遅滞なく監査報告書を作成し、最高管理責任者（学長）に提出しなければならない。

(是正または改善の要求等)

第10条 最高管理責任者（学長）は、監査報告の結果に基づき、必要に応じて監査対象に対し、是正または改善の措置（以下「是正改善措置」という。）を求めるものとする。

2 監査対象は、是正改善措置を求められたときは、その内容及び期限等を記載した回答書を最高管理責任者に提出し、速やかに是正改善に努めなければならない。

(是正改善措置の確認)

第11条 内部監査部門は、是正改善措置の実施状況・効果等について確認し、その結果を最高管理責任者（学長）に報告するものとする。

(監事等との連携)

第12条 内部監査部門は、不正防止計画推進部門、監事、会計監査人その他外部専門家との緊密な連携を図り、効率的な監査の実施に努めるものとする。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、監査の実施に関し必要な事項は、内部監査部門が最高管理責任者（学長）と協議のうえ定める。

(改正)

第14条 この規程の改正は、内部監査部門の議を経て最高管理責任者（学長）が行う。

附 則

この規程は、平成28年3月10日から施行する。

附 則

この規程は、2024年4月1日から施行する。